

9. コンピュータ関連

問題2

輸出令別表第1の8の項「電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品（4の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの。」の規制に該当しないものを次の中から一つ選びなさい。

- ①ニューラルコンピュータ
- ②加重最高性能が70実効テラ演算のデジタル電子計算機
- ③100度の温度で使用することができるように設計したデジタル電子計算機
- ④計算要素を集合させることにより、デジタル電子計算機の加重最高性能を30実効テラ演算に向上させることができるように設計した機能向上部分品
- ⑤デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した装置であつて、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるもの

解答 2

正解 〔②〕

【解説 2】

貨物等省令第7条第三号ロで、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるデジタル電子計算機を規制しており、ちょうど70実効テラ演算のものは、規制に該当しないため、②が正解。

ニューラルコンピュータは、貨物等省令第7条第四号ロで規制しているため、①は該当。

使用温度範囲は、貨物等省令第7条第一号イで、85度を超える温度で使用することができるように設計した電子計算機を規制しているため、③は該当。

機能向上部分品は、貨物等省令第7条第三号ハで、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるものを規制しているため、④は該当。

複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した装置は、貨物等省令第7条第三号トで、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるものを規制しているため、⑤は該当。



問題 1 1

デジタル電子計算機は「貨物」としては、加重最高性能が **70** 実効テラ演算 (WT) 超のものが規制されている。

デジタル電子計算機の「設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)」に対しては、加重最高性能がいくらのものが規制対象になっているか。正しいものを一つ選びなさい。

- ① **70** WT 超のもののみ
- ② **70** WT 以下のもの
- ③ 15 WT 超 **70** WT 以下のもの
- ④ 15 WT 超のもの
- ⑤ 8.0 WT 超 15 WT 以下のもの

問題 1 2

デジタル電子計算機は「貨物」としては、加重最高性能が **70** 実効テラ演算 (WT) 超のものが規制されている。

デジタル電子計算機の「使用に必要な技術 (プログラムを除く。)」に対する、加重最高性能に関する規制対象について、正しいものを一つ選びなさい。

なお、温度条件、耐放射線機能、暗号機能等の加重最高性能以外の規制には該当しないものとする。

- ① **70** WT 超のもの
- ② 15 WT 超 **70** WT 以下のもの
- ③ 0.6 WT 超 15 WT 以下のもの
- ④ 0.6 WT 超 1.0 WT 以下のもの
- ⑤ 0.6 WT 以下のもの

解答 1 1

正解〔④〕

【解説 1 1】

貨物等省令第 20 条第 1 項第一号で第 7 条第三号ロ、つまり 70 実効テラ演算 (WT) 超のデジタル電子計算機の、又、貨物等省令第 20 条第 2 項第一号では、15 WT 超 70 WT 以下のデジタル電子計算機の、設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。) を規制している。

すなわち、15 WT 超のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。) が該当である。

解答 1 2

正解〔①〕

【解説 1 2】

「デジタル電子計算機の使用に必要な技術 (プログラムを除く。)」は貨物等省令第 20 条第 1 項第六号に規制されており、70 WT 超のデジタル電子計算機の使用に必要な技術 (プログラムを除く。) が該当である。

参考:平成 25 年 10 月 15 日の法令改正により、「デジタル電子計算機を使用するために設計したプログラム」は規制対象外となった。



問題 1 3

輸出令別表第 1 の 8 の項「電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品（4 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの」に該当するものを次の A から D より選択し、すべて正しい組合せとなるものを 1 つ選びなさい。

- A 侵入プログラムの指揮統制を行うように設計した電子計算機
- B 全吸収線量がシリコン換算で 5, 0 0 0 グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したデジタル電子計算機
- C 加重最高性能が、7 0 実効テラ演算のデジタル電子計算機
- D デジタル電子計算機の間でデータを転送するために特別に設計した装置であって、データ転送速度が 2. 5 ギガバイト毎秒のもの

- ① A・B・C
- ② A・B・D
- ③ A・C・D
- ④ B・D
- ⑤ B・C・D

貨物等省令第七条

輸出令別表第一の 8 の項の経済産業省令で定める仕様のあるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機若しくはその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ 8 5 度を超える温度又は零下 4 5 度より低い温度で使用することができるように設計したもの

ロ 放射線による影響を防止するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) 全吸収線量がシリコン換算で 5, 0 0 0 グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したもの

(二) (略)

(三) (略)

二 削除

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ 削除

ロ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が 7 0 実効テラ演算を超えるもの



- ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるもの（最大性能が70実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）
- ニ 削除
- ホ 削除
- ヘ 削除
- ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル電子計算機の附属装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるもの
- チ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、当該装置の主要な要素でないもの
- リ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの
- ヌ 輸出令別表第1の9の項（1）から（3）まで又は（5）から（5の5）までに掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの
- 四 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品イ～ハ（略）
- 五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたもの

問題 1 4

デジタル電子計算機は「貨物」としては、加重最高性能が 7 0 実効テラ演算 (WT) 超のものを規制している。

加重最高性能が 1 6 WT のデジタル電子計算機的设计又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。) の該非判定につき適当なものを一つ選びなさい。

- ① 判定対象項番がなく、対象外である。
- ② 加重最高性能では非該当のデジタル電子計算機であり、その设计又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。) も非該当である。
- ③ 加重最高性能では非該当のデジタル電子計算機であるが、その设计に必要な技術 (プログラムを除く。) は該当で、製造に必要な技術 (プログラムを除く。) は非該当である。
- ④ 加重最高性能では非該当のデジタル電子計算機であるが、その设计に必要な技術 (プログラムを除く。) は非該当で、製造に必要な技術 (プログラムを除く。) は該当である。
- ⑤ 加重最高性能では非該当のデジタル電子計算機であるが、その设计又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。) は該当である。

解答 1 3

正解〔②〕

【解説 1 3】

Aの侵入プログラムの指揮統制を行うように設計した電子計算機は、貨物等省令第7条第五号で規制されている。

Cの加重最高性能が70実効テラ演算を「超える」デジタル電子計算機が該当となるが、加重最高性能が70実効テラ演算の電子計算機は非該当となる。

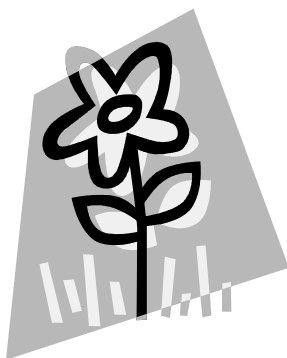
D「デジタル電子計算機の間でデータを転送するために設計した装置であって、データ転送速度が2.0ギガバイト毎秒のもの」が貨物等省令第7条第三号トの規制条文である。

解答 1 4

正解〔⑤〕

【解説 1 4】

外為令別表8の項(2)、貨物等省令第20条第2項第一号イは、15WT超16WT以下のデジタル電子計算機的设计又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)を規定しており、16WTのデジタル電子計算機的设计又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)は、この条項号に該当する。



問題 15

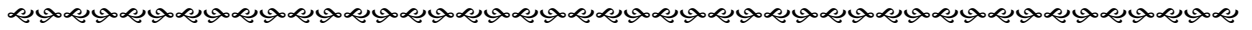
デジタル電子計算機の機能向上部分品であって、計算要素を集合させることにより加重最高性能が1.6（実効テラ演算）WTであるもの（輸出令別表第1の8の項に非該当）の設計又は製造の技術の該非判定につき、適当なものを一つ選びなさい。

- ① 1.5WT超のデジタル電子計算機本体の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）は該当であるが、同じ加重最高性能の機能向上部分品の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）は非該当である。
- ② 1.5WT超のデジタル電子計算機の機能向上部分品の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）は該当だが、設計又は製造するために設計したプログラムは規制されていない。
- ③ 1.5WT超のデジタル電子計算機の機能向上部分品の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）も、設計又は製造するために設計したプログラムも該当である。
- ④ 1.5WT超のデジタル電子計算機の機能向上部分品の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）も、設計又は製造するために設計したプログラムも規制対象技術ではあるが、非該当である。
- ⑤ 1.5WT超のデジタル電子計算機の機能向上部分品は貨物として非該当であり、非該当貨物の技術はそもそも規制されず、対象外である。

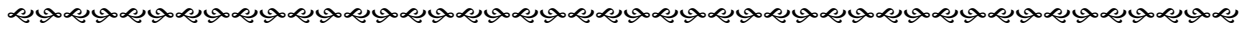
貨物等省令第20条

（中略）

- 2 外為令別表の8の項（2）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。
 - 一 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
 - イ 加重最高性能が1.5実効テラ演算超1.6実効テラ演算以下のもの。
 - ロ 加重最高性能が1.6実効テラ演算 **7.0** 実効テラ演算以下のもの。
 - 二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が1.5実効テラ演算超 **7.0** 実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
 - 三 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）
 - イ 加重最高性能が1.5実効テラ演算超1.6実効テラ演算以下のもの
 - ロ 加重最高性能が1.6実効テラ演算超 **7.0** 実効テラ演算以下のもの
 - 四 前号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）



五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が1.5実効テラ演算超7.0実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）
(以下、省略)



【MEMO】



解答 15

正解 〔③〕

【解説 15】

15WT超の機能向上部分品については、貨物等省令第20条第2項第二号で「設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）」が、同項第五号で「設計し、若しくは製造するために設計したプログラム」が規制されている。